

の協定を行うことを業務として登録をしておるのです。これはあとで加藤先生からおそらく独禁法の問題で質問があるかと思うのですが、全国的な組織を持って数量または価格の協定ができる共同事業を目的として連合会を作っておる。そうすると、これは単に東京都の市場だけでなく、全国的な市場の擾乱が起るわけです。ですから、私は、こんな市場の擾乱を企図すると言えは語弊がありますけれども、それを引き起すような命令を出すべきでない、かように考えるのですが、あなたの方は東京都の市場だけやればこういう結果は起らない、かようにお考えであるか、お尋ねいたします。

○安田(善)政府委員 ただいま多賀谷委員のおっしゃいましたような、市場の取引を特に複雑にして、また市場の取引を擾乱するように企図するという意図は全然ございません。すでに出している通達も、従来は中央卸売市場にほとんど入りませんでしたものも入って秩序あるように取引をしていただきたいと思います。また東京都の中央卸売市場もそうでございますが、その他の認可してあります従来の中央卸売市場の業務規程、また従前から取引のありました実情と両方を考えまして——中央卸売市場においてはその業務規程に従って取引をされておりますが、国内産の青果物あるいは魚等につきまして、卸売人、仲買人あるいは仲買人を含む売買参加人の場合における売買取引に関しては、おのの業務規程に規定がございまして、ただいま農林省で決定しましてお答え申し上げましたことのような場合の規定は、おのこの業

務規程に予想して規定があるわけございまして、その例も随所に見られております。市場というものは、物資の統制そのものを必ずしも考えておらず、市場取引を通じての自由経済をも考えておる、その中に公正取引の秩序を見出すようにしておるものでございまして、従来の市場法施行規則及び業務規程、それらの最近の実情にかんがみまして、これが今回のように輸入方式をきめたものに照応しまして適当であらう、こういうふうな考えておる次第でございます。

○加藤(清)委員 それに関連して承わりたいのですが、それはほかでもありませんけれども、全国芭蕉卸売加工協同組合連合会が中小企業等協同組合法によつて認可されたというお話でございますが、その認可は通産省がおやりになったのですか、農林省がおやりになったのですか。

○安田(善)政府委員 こういうものは農林省の所管になっております。

○加藤(清)委員 農林省はそれをやっておきながら、農林大臣は、わしは監督が違ふから知らぬとこの間おっしゃったのですが、私も今安田局長の答えの方が正しいと思うております。

さてその事業内容でございますが、それは設立の届出がありました折に、よく事業内容を御調査なさいますか。

○安田(善)政府委員 担当課をして調査させました。

○加藤(清)委員 御調査なさつていらっしゃるならばよくわかりと存じますが、その事業内容の第一項に何といたことが書かれているか。およそただいまあなたのおっしゃったことと

適なことが書いてある。適な方向に当然いくであろうと予想されることが書いてある。第一項「会員の取扱う芭蕉の輸入代行、購買、販売、加工、検査、運送についての共同事業」これが事業内容の第一項でございます。第一が会員の取り扱う芭蕉の輸入代行でございます。それから購買、買付でございます。その次に販売でございます。加工でございます。検査、運送でございます。そうなりますと、この組合はこの組合だけでもってバナナの輸入から消費者に渡すところまで一貫作業が行われる。こういうことに相なつて参ります。しかもこれが東京都だけでなくて、全国組織でございます。そうすると先ほど来あなたのおっしゃった趣旨、いわゆる不当不正なる取引談合等々が当然行われる結果が生ずると考えられますが、この点はいかがでございますか。

それからもう一点、のみ行為が行われる云々問題がございましたのですが、いや東京都だけで、この問題に限るのだという意味の御返事もあつたように心得ますが、全国組織を持つ組合員が一連の作業を全部行い得る、こういうことになりまして、それは東京都だけでなくて、名古屋においても大阪においても福岡においても行われ得るということに相なりますが、これはいかがなものでございましょう。

○安田(善)政府委員 全国芭蕉卸売加工協同組合連合会の事業でございまして、中小企業等協同組合法に基いておる組合でございますので、同法に基いた行為をいたしたくないと思つて、これが逸脱をいたしましたならば、当然その法規に基く監督を行うべきものと考

えております。また組合が認可されましても、個々の組合が全部協同組合の規定で、協同組合行為として、第三者としてやるかどうかは事実問題でございしますが、まだ全国できておらない地区も多いのでございまして、まだそういうところまで発展していかないのじゃないかと思つて。

それから輸入方式上札に参加いたしましたものは、加工業者そのものでございまして、組合としては参加してないと思つて。それからこの組合があるから不当な行為を行つたり、あるいはひいては独禁法等に触れるのじゃないか、ないしはそれに触れるおそれがあるのではないかとということでありまして、それはどういう行為をしたかということに依りまして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の条章に照らしまして、不法または不当な場合は抑制すべきものと思つて。ただ中小企業協同組合というものは、農業協同組合もそうでございますが、法に定めた場合の共同行為については、独禁法の適用を除外してあるところがあるのであります。ただし独禁法の許す範囲でなければならぬと思つて。そうであるが、指導精神としては、私もばバナナも中央卸売市場であるから、その中に搬入させて、その中で市場業務規程の定める適当の方法で取引してもらふようにしたいものだとおっしゃいます。すなわち中央卸売市場の取引は、現行の中央卸売市場法施行規則等の関係の条章がありまして、同法、同法に基く省令、業務規程等にのっとりまして取引が行われ

ることが、またその精神に依りましてとかなんとかいう、そういう野望では

取引させないのが行政の妙だと思つてあります。

第三点は、のみ行為というのを実は私よくわかりませんが、先般の多賀谷委員の明快な御質疑と御意見がありましてところから私想像しますところでは、委託販売の受託者が、委託品を自分で買つてもうけを多くする、こういうようなときに、よく通例ではのみ行為といわれておるように思いますが、指値の委託販売などを出荷者がしまして、卸売人の卸売行為がその相手方の買受人、売買参加者、あるいは仲買人、小売人と、こういうものの間に実質上同一の売り買いの人がある場合がないだろうか、あるいはそういう行為が行われないだろうか、少くともそのおそれはないだろうかということであろうと思つて、これは市場内の取引について、そういうことはいけないという意味で、市場内の売買取引が業務規程等で規制されておるわけでありまして、その趣旨によりまして、東京都のみならず、その中央卸売市場におきます市場取引が類似の行為になつたり、またなるおそれがないようにして、定款その他の方法で遺憾なきを期したい、こういうふうな思つておるわけです。

○加藤(清)委員 私が質問しております趣旨は、せっかくできた組合ならば生々発展してもらいたい。しかしその間に法律を無視したり、破つたり、あるいは他の組合と比較いたしまして、特別な恩恵保護が与えられるということとは避けなければならぬ、こういう観点に立つて御質問しておるのでございまして、決してこの組合をつぶそうとか何とかいう、そういう野望では

ございませぬから、一つそのおつもり
でお答え願いたいと思ひます。

ただいまあなたのお答えでございま
すが、全国という名前がついておるけ
れども、全国的に波及するおそれは今
のところ考えられない、かようにお答
えになりましたけれども、私の調査い
ましたところ、あなたが許可なさ
いましたその組合の理事のメンバーの
営業所等々を見ますと、これは東京、
横浜、神戸、大阪、名古屋と、全国一
円にわたつております。ただこの芭蕉
の加工業者について、この組合に今の
ところ入っていないのは四国と九州だ
けのように心得ておりますが、これは
間違ひでございませうか。

○安田(善)説明員 六地区の組合をも
ちまして、まず協同組合の方の規定に
従ひまして、設立認可申請がございま
して法に違反しておらない場合は、中
小企業協同組合は認可をしなければな
らぬという法規でございしますので認可
しましたが、それ以外には、四国、九
州、北海道もそうじゃなかったかと
思つております。関門は入っていない
かと思ひます。

○加藤(清)委員 とにかく全国にわ
たつておるといふ事は認められたよ
うでございします。そこであなたのおつ
しやいました、不当、不公正な取引で
すね。このことが私は起り得ると思
う。なぜかならば、その事業内容の第
二項に何かあるかという、この組合
は、所屬員の取引扱ひ芭蕉の購買、販
売、加工について、その価格及び数量
に関する協定を行うと書いてある。こ
の協定は、中小企業等協同組合法の一
部改正が行われ、また輸出入取引法の
一部改正も行われましたが、この数

量、価格、品質、意匠等々の協定が行
い得る場合は、特殊な場合なんです。

これを初めから定款にうたつて、この
ことをやろうというやうな組合は、私
は初めてだと思ふ。なるほどあなたは
今、農業協同組合ががやうなことをや
るとおつしやいました。農業協同組
合がどのやうにがんばつてみたつて、
米の価格を協定することはできませ
ん。麦の価格も、豆の価格も、はたま
た自分が必要とする農産物から肥料に至
るまで、どんなにがんばつてみたつて
協定はできないのです。しかしこの組
合はやろうと思へばできるのです。な
ぜかならば、輸入のほとんどはここへ
渡つたんでしょ。そうして協同組合
連合会はそういうことに関連しない
とおつしやるが、関連しないものが、銀
行保証までしてもらつて七億の金を準
備するはずはございませぬ。従ひまし
てこの第二項は、完全にこれは独禁法
に触れる行為である、かように思つて
ございしますが、この点はいかがで
ございしますか。

○安田(善)政府委員 中小企業等協同
組合法で許されている以外は、独禁法
に触れることはしないものと思ひま
す。また、した場合は、独禁法上の問
題及び市条例の問題として措置すべき
ものと思ひます。

○加藤(清)委員 しないやうな事業内
容をなぜお認めになりましたか。それ
じゃ、これはどういふ場合をさしてい
ますか。あなたがお許しになったとす
るならば、この場合は、いかなる場合
をさして言うておられますか。
○安田(善)政府委員 第一の、銀行保
証とか、融資を共同的にやうというこ
とは事実行為でございまして、それが

独禁法に直ちに触れるとは私は思ひま
せんが、認可に當つてそういうことを
すると予想したわけではございませ
ん。また事業の中の、価格及び数量に
関する規定は、法の許す範囲内におい
ただけやうなことに当然なると思
ひます。

○加藤(清)委員 法の許す範囲内とい
うて、この事業内容の第二項に、購
買、販売、加工、それ等の価格及び数
量に関する協定を行う、こう書いてあ
る。それを今度のバナナに、もしこの
事業内容の第一項と第二項通りを適用
されたらとしますと、値段はいかやうに
でもなるのですよ。あなたは先ほどの
御答弁では、農林省は鳩首協議した結
果は、卸売人にこのやうなことはさせ
ないとか、あるいは仲買人との場合に
おいてはこのやうなことは避けるとか
おつしやつたのですけれども、しかし
今までもせり売りはしてないん
だ。ほとんど話し合ひで行われてい
る。それでもなお、台湾で一本三円の
バナナが、こちらへ来ると三十円から
六十円になつておるのです。今度は一
部分の加工業者だけで協定ができると
いうことになりまして——しかも数量
から価格が全部協定ができる。それ
もせり売りでなしに、協定で、話し合
ひでやらせるといふ先ほどのお答えで
ございしました。そうならば、必然的な結
果として、値下げしようが値上げしよ
うがどうにでもなるやうになつてい
ると思ひます。私が日本語を聴くとそ
ういふうに解釈できるのですけれど
も、あなたはこの日本語を聴んでもそ
ういふうには考えられませんか。

○安田(善)政府委員 法律と法律と二
つありますときには、両方をもつて判

断しなくやらぬと思ひます。もち
ろんそういう事業を行うにしまして
も、独禁法の、不公正な取引方法を用
いる場合、また一定の取引分野におけ
る競争を實質的に制限することによつ
て不当に對価を引き上げる場合には
けなないので、それ以外の協定の場合に
限る。他の法律で禁止してあるから
うなんです。

○加藤(清)委員 この事業内容はいか
なる場合を想定して、あなたは許可な
されたのですか。
○安田(善)政府委員 私的独占禁止法
の範囲内でございします。
○加藤(清)委員 範囲内と申しませ
んと、内地の場合は、不況カルテルと
か、あるいは設備が多過ぎる場合には
許されておるはずなんです。そのい
れに當てはりますか。それから輸出
入取引法の場合でございしますれば、外
国の商社、国際ブライスの間に
いて、不当に日本国の商社ないしは国民
が損をする場合にのみこれは許され
ている。そのいづれに當てはります
か。

○安田(善)政府委員 御質問に直接答
えるのはちよつといかがかと思ひま
す。中小規模の事業、または相互扶助
を目的とする、及び任意に設立さ
れて、組合員が任意に加入、脱退がで
きる場合のこの組合ではある程度は許
されて、先ほど申し上げましたやうな
ことは許されません。その許される範囲
においてのことではあり得ない、こ
ういふのであります。

○加藤(清)委員 内地でこれが許され
る場合は、不況で業者がぶつ倒れるよ
うな場合、あるいは不当に価格がつり
上げられて、そうして国民が困るやう

な場合、こういううに限定されてお
るわけです。ところがバナナ業界にお
いては、いまだかつてこれで欠損をし
た——それは戦前にはあつたでござい
ますが、今日ではそういうことは
あり得ない。あなたのこの間の御答弁
からいっても、もうけ過ぎておるから
これを加えたんだとおつしやつた。も
うけ過ぎておるからかやうな業者を入
れなければならぬのだ。いや、バナナ
のやうなものは、砂糖と違つて、ど
んなに高くなつてもいいんだ、こういう
御答弁もあつた。そうなりますと、こ
の組合の事業内容から考えてみて、当
然国内価格はつり上るとしか考えられ
ない。そういうことがやり得る。また
組合としては、やりたいといふことを
予想しておればこそ、第一項には輸入
から販売、小売に至るまで一貫作業を
やりたい、そして第二項においてはそ
の価格、数量の協定をしたい、こうい
うことになつておるわけです。あとの
内容を見ますと、これはほとんどつけ
たりなんです。そうすれば価格も数量
も独占できるわけです。これはやがて
独禁法に触れることになつて参りま
す。こういうことは、一体どういふ理
由によつて許されたのか。国内事情な
のか、価格なのか、数量なのか、これ
を伺いたい。

○安田(善)政府委員 不況カルテルと
企業合理化のためのカルテル、共同行
為、こういうものは独禁法の規定の中
の別の条章でもつて許されておるも
のでございまして、私が申し上げてお
るのは、水産業協同組合法とか農業協
同組合法とか労働組合法とか、そうい
うものと並んで中小企業等の協同組合
法の場合は、組合の共同行為として一

定の行為が許されておるその範囲である、また定款に輸入等を書いて申請がありましたが、輸入代行に限るといふようにして、価格、数量に関する協定の中に、原案には輸入、購買、販売、加工についてありましたが、輸入などを削る措置をいたしまして認可した経過があると了解いたしておきます。また加藤委員のような御疑問も生ずるといけないから、特に中央卸売市場に搬入して、業務規程に従う取引を主要取引としていただきたい。それが多賀谷委員がおっしゃいましたように、なお疑義を生ずるではないか、こういうこともありましたから、文意が足りなかったと思いますけれども、関係業者と市場開設者は、法、施行規則、業務規程をよく知っておると一応見まして、書きませんでした。先ほど申し上げましたように、特に嚴重な制限的な措置を講じてやりたいと思う趣旨で通達を補足したいと思っておる次第であります。

○加藤(清)委員 私の質問のヒントに合わないお答えのようでありますが、私はこの際ここで押し問答をして貴重な時間をあまり費しても何でございませうから、委員長にお願いしておきますが、公取委をぜひこの際呼んでいただきたい。公取委の所見を聞けば一目瞭然でございませうから、至急公取委を呼んでいただきたいと存じます。

それからもう一点、バナナが高くなると予想し得る材料がたぐさございませうので、これをいかに防止なさるかについてお答えを願いたいのでございませう。すなわち今度の入札によりまして、二三%がもとと華僑に渡っておるようでございませうが、その残りの、

バスケットにいたしまして華僑が十二万バスケット、それから全莖連の方は大体二十万バスケットとなっておるようでありませうが、今のところLCが組まれておりますのは華僑側のように承わっております。四月、五月、六月という月が日本の国内におけるくだもの一番端境期と心得ておりますが、この際に華僑側の輸入許可された品物だけでは品が足りません。年間六十万バスケットと聞いておりますが、そうなりますと、月平均にいたしまして少くとも五万から六万かこの輸入、特に端境期は、要すれば十萬かこのくらいあつてもしかるべきだ。そのために台湾産もこの時期を目がけてたくさん送り得るようになります。このまままで放置いたしますと、この四、五、六という国内では一番端境期、台湾では一番出そうと思つてたくさん用意しておる時期に、その両者の意向が全く行われず、ほんのわずかしが輸入が許されない、こういう結果になります。LCはいつごろから開設されるか。これはやがてこの端境期における値段を左右するポイントになると思ひます。が、一体この準備はどうなっておりますか。

○加藤(清)委員 私が聞いておるのは、やれるという制度ではなくして、具体的に事実それがいつごろ行われるか。いかに安田局長が不当につり上げないとかあるいは高くさせないとおつてみて、このことによつて国内の値段が高くなるのです。だから問題は具体的にいつ輸入されるか、こういうことになる、これは通産省がよく御存じでございませう。

○加藤(清)委員 もうあと二点。もしこの全莖連の事業内容のようなことが天下に許されるようなことになりましたら、今度はインボーターの方が設備を借りまして、加工はおれらが行うたい、こういうことになってくるわけでございますが、事実その準備をしておるところもあるようでございます。その際に片方には一貫作業を許しておいて、片方には一貫作業を許さぬというわけにはいかない結果が生じます。これは農林省の所管ですね、農林省としては一体どうお考えでございませうか。

○安田(善)政府委員 加工設備の所有の点につきましては直接の關係法規はございませぬが、市町村長、開設者の判断に従つて、そのときの需給と申します。設備の状況と能力と、需要者の設備を必要とする状況とによります。農林省は、指導といたしましては干渉しない範囲において適切にしたいと思つております。

○加藤(清)委員 これを許す以上は、許さぬというわけにはいかぬ結果が生じましたね。相手が日本国民であつて、同じような権利を持つておるものであれば、片一方に許して片一方に許さぬというわけにはいかぬ。私はこれから発してはかかる件でも聞きたいことがありますが、焦点がぼけるといふかぬからきようはやめます。

ただ委員長にお願いしたいことは、私の質問について大臣でなければ答えられない件が三件ございませう。その一点にちよつと今随時さんが触れられたわけでございますが、一体大臣はいつ出てこられるでございませうか。その問題がお答え願えないと、この審議は今までやつて参りましてもむだだったので、大臣はいつごろこへ御出席願えましようか。

○神田委員長 お答えいたします。大臣は明日まで静養したいというふうになつております。

ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○神田委員長 では速記を始めて。多賀谷眞穂君。

○多賀谷委員 加藤委員から関連質問がありました。今の数量または価格の協定についてどうも納得がいきませんが、さらに根本的に、私は買付を国内買付と輸入とを区別する、こういう理由がどうも不明確である、かように考えます。さらにそのことがのみ行為を誘発するものになり、さらにこれはバナナだけでなくあらゆる物資にそういうことが行われるのですから、私はそういう改正を政府がするならば、むしろ都条例の仲買人の「してはならない」という禁止制限の規定は全然要らない、こういうようにまで実質上拡大できると思ひます。だから仲買人が売主の立場になるときは直接売つてはいけぬ、委託販売をする場合にはせり売りをしないように、こういうことをむしろ書くべきであつて、これでは仲買人の制限の規定を全く根本的にくつがえすものになる、かように考えるわけですが。しかし今までの論議をしております過程を考えてみますと、もう大体局長の答弁は想像できるのでありまして、私はこの点に關して農林大臣

の最後の御答弁をお願いして、本日は保留をしておきたい、かように思います。

○神田委員長 佐竹新市君。

○佐竹(新)委員 通商政府委員にお尋ねしたいと思うのでありますが、大体日台協定はいつごろ話が済むのですか。

○通商政府委員 それは当初の見込みでは年度内に妥結させるつもりで始めたのでございますが、今のところ非常に難航いたしております。で、われわれといたしましては、できれば四月の中旬くらいまでは何とかまとめた、こう思っておりますが、とにかく相手のあることでございますので、われわれとしましてはおそらく四月の中旬まではまとめたというところで話をさせておきますけれども、いつごろに必ずきまるかというところはちょっとお答えいたしかねます。

○佐竹(新)委員 いずれ、通商政府委員の言われますように、相手のあることでありますから、相手と話し合いをしなければ、実際には四月といっても五月になるということもあり得るでしょうが、われわれが聞き及んでおりますのは、大体例年七月ごろに話し合いが済むようになって、七月末ごろに外貨の割当がなされるというので、ずっとおくらせてくることになるのです。が、そうなりますと、われわれが今まで言っております全通運を通して入ってくるバナナが非常に高くなるわけです。河野農林大臣も三、四回にわたってこの委員会、特定な人間にほらもうけをさすようなことはさせない、至急に割り当てるといふことを言われておりますが、通商大臣との話し

合いで、結果においては日台協定が済まなければ、要するに次の外貨の割当ができませんのだということであり、そうするとこれがもし七月ごろになると、事実において結局全通運が大きなもうけをすることになるのです。大体もしそうだった場合には、三十年度の二百二十五万ドルがまだ残っておりますが、これは四月かあるいは五月の末日までにも日台協定がまとまらなければ割り当てるといふようなことはできないのですか、どうですか。

○通商政府委員 外貨予算の繰り越しということはできない建前になっておりますので、三十一日で一応三十年度分は終りになります。今年の四月一日からは三十一年度の外貨予算を使って輸入する、そういうことになるわけでございまして、昨年も相当日台交渉は難航したのでございまして、大体四月下旬にはまとまったわけでございます。それでわれわれはとにかく今年もそれを見越しまして、始めるのも東京である程度打ち合せした上でございまして、今いろいろ問題になつておる点が妥結しましたならば、あとは比較的早くいくのじゃないかというところで、先ほどから何回も申し上げておりますけれども、四月の中旬くらいまでには何とかまとめたというところとで奮闘いたしております。それがまとまり次第、いろいろ今まで御質疑のありました点等を考慮いたしまして、これは大臣からあらためてはつきり申し上げることと思ひますけれども、われわれとしてはそういうことでやっていきたい、できるだけ早く割り当てるといふことでやっていきたいと考えて

おります。

○佐竹(新)委員 今加藤委員の質問にやりますと、全通運はまだLCを開設してないというところなんです、事実どうですか。

○通商政府委員 LCの開設状況が現在の程度になっているかという個々のことについては私今承知いたしておりますが、ほつぽつとバナナが入ってきつたあるんじゃないか。入ってくるというところは結局LCで送金した、こういうふうな考えております。

○佐竹(新)委員 それは華商が入ってきておるといふことを聞いておるのですか、全通運の荷物が入ってきておるのですか。華商は入ってきておるといふのは聞いております。

○通商政府委員 加工業者で今度落札したというところでございますが、その加工業者の落札分がわれわれといたしましては全然入っていないとは思わぬ。これはむしろ想像できないので、ある程度は入っているんじゃないか、そういうふうな理解しております。

○佐竹(新)委員 昭和三十年の十二月二十九日の通商省の公報を見ますと、申し込みの資格のうちで「一、日本商社、自己の名称及び計算において対外支払い手段の取極を行う者(LCの代理開設を認めず)」であつて、次に掲げる者とする。云々としてありますが、LCの代理開設を認めずというところは具体的にどういうことなんでしょうか。

○通商政府委員 これは輸入承認書の名義人が自分で送金をなさいというところであつて、とにかくほんとうに自分で対外支払いということ、他人に頼らずに直接やれるということ、条件に外貨の割当を一応いたしておりますので、輸入申請書の名義人、その人は自分でLCを開設して送金するようにというところでこれは規定したわけでございます。

○佐竹(新)委員 そうしますと自分では全通運とかいう団体の名義にはなっていないわけでございます。それは一人一人の加工業者それぞれが、個人の資格で全部輸入申請書を提出しておるわけでございますので、個人々々の名前前でLCを開設する、こういうことになりまして、

○佐竹(新)委員 そうしますと実際に申請している協同組合全通運の傘下の個人々々が、台湾と今までのようにLCを開設している経験がないのに、向うで取引をやるものでしょうかどうでしょうか、やっておるかどうか。

○通商政府委員 これはやれるということであつて、当然個人々々が自分の名前前でLCを開設している。もともとこの背後におきまして、金融上の問題というものはいろいろあるかもしれないけれども、少くともLCを組むというものは自分の名前前でやっていると云ふに解釈しております。

○佐竹(新)委員 それは私は当然だと思ふ。しかし今あなたのおっしゃるところによりますと、その個人々々が台湾でLCを開設して、そうして向うと話し合いをして、向うから荷物を発送する、向うで取引の交渉が済んで、こちらへ発送するといふように至るまでLCと並行して、そういうことができませんか。

○通商政府委員 向うとの交渉その他につきまして、個々の人間が全部自分でやるかどうかというところは、これはあるいは中には数人相寄つて、そして向うのシッパと交渉する、それで大体交渉がまとまれば個人々々の名前前で信用状を開設するといふことは、これは必ずしもバナナに限らず、ほかの物資についても当然あると考えますので、一人々々が必ず自分で電報を打ってやるかどうか、あるいは三人なり五人なりが一緒に打つて同一のシッパに対して電報を打つて、百のうち三十は甲の分あるいは乙の分といふことで信用状を開く、それでけつこうだといふことになれば、それに従つて個人個人が開けばいい、そういうふうな存じております。

○佐竹(新)委員 それではこういうふうにして、お互いに商業ベースでどういう話し合いをするかというところは、これはわれわれの方でもはつきりわからないわけでございます。少くとも形式的に自分の名前前でLCを申請し、自分の名前前でLCを開くといふことをやっております限り、その業務をどの程度第三者に委託したかどうかということには関係なしに、その輸入取引につきましてその名義人が全責任を負つておる、そういうことに理解せざるを得ないわけでございます。

○通商政府委員 実際問題といたしまして、お互いに商業ベースでどういう話し合いをするかというところは、これはわれわれの方でもはつきりわからないわけでございます。少くとも形式的に自分の名前前でLCを申請し、自分の名前前でLCを開くといふことをやっております限り、その業務をどの程度第三者に委託したかどうかということには関係なしに、その輸入取引につきましてその名義人が全責任を負つておる、そういうことに理解せざるを得ないわけでございます。

○通商政府委員 実際問題といたしまして、お互いに商業ベースでどういう話し合いをするかというところは、これはわれわれの方でもはつきりわからないわけでございます。少くとも形式的に自分の名前前でLCを申請し、自分の名前前でLCを開くといふことをやっております限り、その業務をどの程度第三者に委託したかどうかということには関係なしに、その輸入取引につきましてその名義人が全責任を負つておる、そういうことに理解せざるを得ないわけでございます。

○通商政府委員 実際問題といたしまして、お互いに商業ベースでどういう話し合いをするかというところは、これはわれわれの方でもはつきりわからないわけでございます。少くとも形式的に自分の名前前でLCを申請し、自分の名前前でLCを開くといふことをやっております限り、その業務をどの程度第三者に委託したかどうかということには関係なしに、その輸入取引につきましてその名義人が全責任を負つておる、そういうことに理解せざるを得ないわけでございます。

○通商政府委員 実際問題といたしまして、お互いに商業ベースでどういう話し合いをするかというところは、これはわれわれの方でもはつきりわからないわけでございます。少くとも形式的に自分の名前前でLCを申請し、自分の名前前でLCを開くといふことをやっております限り、その業務をどの程度第三者に委託したかどうかということには関係なしに、その輸入取引につきましてその名義人が全責任を負つておる、そういうことに理解せざるを得ないわけでございます。

○通商政府委員 実際問題といたしまして、お互いに商業ベースでどういう話し合いをするかというところは、これはわれわれの方でもはつきりわからないわけでございます。少くとも形式的に自分の名前前でLCを申請し、自分の名前前でLCを開くといふことをやっております限り、その業務をどの程度第三者に委託したかどうかということには関係なしに、その輸入取引につきましてその名義人が全責任を負つておる、そういうことに理解せざるを得ないわけでございます。

○佐竹(新)委員 速記に残しておいてもらいたいのですが、さっき理事會でお話ししましたように、われわれの方といたしましては、一般通産行政に関する質疑を大体今日打ち切るといたしましても、まだ通産大臣が出席しておられますので、通産大臣、農林大臣、この両大臣に出席してもらって最後の仕上げをして、そうして本會議に法案を上程していただく、こういうことで、ほかの法案を審議されることはさしつかえないと思います。

○神田委員長 ちよつと速記をとめてください。

○神田委員長 それでは速記を始めて下さい。

公取委の方が参りましたから、御質問をお願いします。加藤清二君。

○加藤(清)委員 私は先ほど来再三申し上げておりますように、私の質問で委員長の手元で留保された問題がございます。そこでこの問題を大臣がこられてから承る。なぜそうなるかといえ、この答弁のいかんによつては、せつかく法律が通りましてもこれはひっくり返つてしまふ、もう御破算になつてしまふ。従つてぜひ大臣に御出席方をお願いして、こられたそこで大臣としての御意見を承りたい。こういうことでございます。私は再三申し上げておりますように、何も設備制当が反対じゃない。設備制当は大好きなんです。それをやっていただけのこと。ということならこんなけつこうなことではない。ところがそれをやらないうこと、一部取り上げていきながら一部を別にする、その意味がわからないうこと、その根本がわからない、その点を

お尋ねしているわけなんです。要は全莖運も今までのバナナのインポーターも、お互いに協力して安いバナナをたくさん入れて国民を喜ばせる、こういうふうにいっていただければそれでけつこうなんです。従つて……

○神田委員長 加藤君に申し上げますが、公正取引委員会経済部長坂根哲夫君が要求の通り参つておりますので、公取に関する質疑をやつて下さい。

○加藤(清)委員 それでは先ほどの質問を繰り返してお尋ねいたします。まず公取委にお尋ねしたいのですが、全国莖蕉卸売加工協同組合連合会が設立認可されるに当りまして、このことをあなた方は御存じでございましたか。御存じなかったのですか。

○坂根政府委員 私の方は特にその設立についての相談は受けておりません。

○加藤(清)委員 私もさう心に心得ておるわけでございますが、この組合の事業内容の第一項に、バナナという特殊物資を扱うに當つて、輸入から購買から販売から加工から検査から運送に至るまで一貫して共同作業が行われるというように掲げられているわけでございますが、こういうことを行い得るということは、私の考えからいけば、やがて談合が行われて、国内における価格を一手に握つて、上げも下げも自由になる、こういう結果が生ずる、私にはかように考えますが、公取としてはこれについてどのようにお考えでございますか。

○坂根政府委員 お話の団体が協同組合の連合会であるといえますれば、協同組合の行為は一定の要件をもちまして独禁法の適用除外になつております。

○加藤(清)委員 ところが、これは普通の一地方の中小企業協同組合あるいは一部門の協同組合とは事が違ひまして、地域組合でなくして全国オール組織でございます。この全国オール組織の組合にして加工というものを握つておるわけですね。おまけに、外国人は別として、一筆に入札権を獲得して、このたびの入札は一手に握つておるわけなんです。これが輸入から購買から販売から一切を行うということになりまして、そこから価格を自由にし得る可能性が生じてくる、私はかように考えるが、この点についてお答えいただけますか。

○坂根政府委員 私どもの方としましては、独禁法の二十四条のただし書きで書いてある範囲以外はわれわれの対象とはなり得ないと、こう考えております。

○加藤(清)委員 法律論を言うておるのじゃない。それではもう少し詳しく御説明いたしましょう。第二項には、この組合員の取り扱ふところのバナナの購買から販売から加工から、その次の問題をのぞいて、価格、数量、これを全部協定する行為、——これが事業内容なんです。この二つなんです、おのほは、あとはどの組合にもありますことを付带的につけただけのことです。価格、数量をすっかり協定ができることに相なりますと、これこそは価格の独占、こういうことになるわけでございますが、あなたはさういうことにならぬとお考えでございますか。

○坂根政府委員 答弁を繰り返すようでありましたが、二十四条のただし書きの解釈といひますか、事実との関連において出てくる問題で、それだけで直ちに独禁法云々ということには私はできないと思ひます。

○加藤(清)委員 あなたがさういうふうにお答えになりますと、私もは中小企業等協同組合法、輸出入取引法の一部改正のときの古証文を持つてこなければならぬことになる。さうお答えになれば私は待つてましたというわけだ。網を張つて待つておるのだから、それだつたら私は古証文を持つてきて、あのときに何がゆゑに輸出入取引法の一部改正にわれわれが賛成したか、何がゆゑに中小企業等の協同組合の価格から品質から意匠に至るまでの協定を許すことをしたか、そこにさかのぼつて議論をしなければならぬことになりまして、私の聞いておるのは、価格、数量が日本全域にわたつて一つの業界に握られるということは、やがて公正なる取引を阻害するものである。それはやがて消費価格をつり上げるものである。従つてあの際の協同組合の一部改正や輸出入取引法の場合でも、国内価格を不当につり上げたいろいろな場合においては、これは許せないということになつておたはずなんです。だから私は聞いておる。こういう内容で書かれておると、日本人であれば、価格を独占することができるかと解釈するのかもしれないかといふことを私は聞いておる。

○坂根政府委員 それは、今のお話では、もしそれが唯一の団体であつて、さうして今お話しのような問題があるとするれば、あるいは二十四条のただし書きに該当する場合が出てくるかもしれないのでありますが、私どもとしては「但し、云々」不当に對価を引き上げることとなる場合は、この限りでない」といふことの範疇に入るかどうかといふことで考える以外には考えられないといふことのお答えをしたわけであります。

○加藤(清)委員 私が再三立つて言いますことは、何も過去において政府のとられた行為を取り消さないといふこととか言つておるのではない。具体的事實は済んでおるのだ。それを否定しようとかそれを取り戻せとか言つておるのではない。要は今後業界に混乱が起らずに、国民に与えられないように価格が不当につり上げられないように善処方をお願いしたい。従つて今の法律の条文とこの事業内容からいけば、さういふおそれが十分にあるのだから、こゝろはぬ先のつえとして何らかの善後処置をとられないと混乱が生じて参りますよといふことを言いたい。だから、あなたは今見えたばかりだから、その点の私の精神がおわかりにならぬかもしれませんが、こういうことが許されていくということになると、ほかの業界に及ぼすところの影響も大きなものがある。設備制当は私は初めから賛成だと言つておる。さうなればほかの業界もそれじゃおれも設備制当をしてもらおう、それでは砂糖もやってもらおう、綿も毛もやってもらおうといふことになつて参ります。同じバナナの業界だけでも、全国のオール団体でもしこの一貫作業と価格から数量からすべてのことが許されるといふことになりますると、もう一つの、今までのインポーターの組合とかあるいは小売の組合が外貨獲得をするようになれる。それは市場においての加工設

ますね、そこが聞きたい。

○坂根政府委員 ただいまの加藤先生の独禁法がらの御意見、いい悪いということとはあくまで審判の過程において結論が出た場合にきまるのでありません。

の通告がありますので、順次これを許します。佐々木良作君。

○佐々木(良)委員 工業用水法案につきまして二、三質問をいたしたいと思ひます。

た方針でありますか。まあ似たような法案の例を引きますと、国土総合開発法にしましても、この間本委員会が審議しました離島振興法にしても、同じように、日本の中の特定な地域を指定

を出すとか出さないとかいうふうに書いておらないわけでございます。書いておらないということは、いわば予の事項でございます、法律事という形にならないものですから法律には現

うなことを考えておるわけであります。そういうことになっております。予算とうらはらの法案であります。ため、それから法律事項として予算を出すということが事項になりがたい事

予算的に工業用水道の設置助成ができるようにしたいというふうに考えておるわけであります。そういうふうなことになりました場合に、この法律の關係で申しますれば、この法律は、予算のついた場所全部にこの法律が働くということにはならない。その中の地盤沈下等を超しておる場所だけがこの法律に關係するということになるわけであります。

○佐々木(良)委員　おそらく頭のよいお役人が考えられたことだからそうではないだろうと思えますけれども、どうして具体的に法律に積極的につながるように書けないのですか。この法案に出でておるのは、今言われておるように地域を指定すること、その指定された地域内において事業を行う場合

うに地域を指定することと、その指定

された地域内において事業を行う場合には、こういう場合には許可を受けな

ければならないとか、それから何とかのおそれのある場合にはそれに対して適当な命令なり指示なりができるという消極面だけであつて、国庫の補助で

○徳永政府委員 私の説明が少し不十分で、中に入らないのですか。

予算面に関連しての関係をこの法律の

積極的のどうするということのようなことはどこにも書いてないわけでありまして、ですから、どうしてそういう積極的な

分であつたかと思いますが、この法律の働きますおもな場所というのは、工業用水のために地下水をくみ揚げ過ぎまして、地盤沈下を起して、工業所も困っており、また一般住民も困ってお

る場所であります。そういう場所を調べてみますと、地盤沈下等を起こしている一番大きな原因というのが工業用水のための地下水のくみ揚げであります。そういうところにつきまして、地

下水のくみ揚げが過度にならないようにしようと考えますと、法律だけに頼りましては、権力的にそういう地帯を指定しまして、くみ揚げ制限をするというふうなことにいたしますれば、産業の息の根をとめてしまうわけでございます。そういうことはしたくない。そういう場所にはかわりの水を供給して、事業所も困らないような態勢ができた際において、法律を適用するというふうにするのが、産業の立場も考え、最も妥当ではないかと考えまして、この法律はそういう仕組みで実は作ってあるわけでございます。

予算の方との関連でございますが、予算の方は先ほど申し上げましたように、この法律が実施できるように、工業用水道を作つてやるという面もありまして、そのほか、工業地帯ではないけれども、工業上の必要から工業用水道をつつてやる必要のある場所というものがあつたわけでございます。たとえて申し上げますれば、阪神でございますれば、近頃とか、あの辺の場所を考へてみますと、地盤構造上地下水のない場所、しかし工業の発展の可能性の非常に大きい場所、立地条件のよい場所、しかし水が足りない場所、こういうところに水が引ければと考へたわけでございます。その面で、将来の問題として、予算はそういうところにもつづけることを考へたいわけでございまして、予算の方が幅が広くて、こつちの方が幅が狭いという事情にあるわけであります。こちらの方に少し予算をつけたような形にしまして書いておるわけであります。

○佐々木(良)委員 大体今やろうとされておる内容はわかつたような感じがして、その特定地域の中における状態だけをこの法律で規定した。しかしながら、今の工業用水道の設置助成みたいなものは、その特定地域でなくて、違つたところにもやろうという計画なんです。だけれども、これは金は少いから、今の指定しようとしておる特定地域の三カ所をやろう、こういうことですか。

○徳永政府委員 さようでございします。どうしてそういう積極的な意味の特定地域も含むような法律にならないのですか。この工業用水道の設置助成というものが従来からあるのならば、これは別にどうということはないけれども、今度新しく助成費を設置して、そのうらはらみない格好でこの法律を出されるわけでしょう。そうすると、この予算の面と法律の目的というもののベースがずつていくわけですね。どういう理由で、予算の方はそのう幅の広い方針をとられ、法律の方には消極的な特定地域の指定だけというふうな、ベースの合わない格好にされたわけですか。その理由は何が特別な理由があるわけですか。

○徳永政府委員 法律上、予算を拘束しますような法律の書き方というものは、形式的に考へまして書けないという性質のものじゃないと思ひます。書きたくないという性質のものじゃございませう。適当でないといひますか、われわれから見れば一応考へております。と申しますのは、大蔵省として、そのとき、そのとき、毎年々々の財政の状況によりまして、予算をきめ

るわけであります。法律で工業用水道については必ず幾らの金を出さなければならぬというふうなことを書かれることは、非常にいやなわけでございます。そういう実際の面、それから実質論をいたしまして、予算は、法律に書きまして、予算の範囲内においてとかいふ、書いても意味があるようなふうなことに通例なるわけでございします。その点から見ても、大した意味がないといふことは言えると思ひます。つづめて言ひますと、結局そういうところに予算をつけるというのでは法律論としては書かなければならぬ。御審議いただければそれで目的を達し得る事項で、法律で書かなければならぬ事項でないといふことの性質からいふならば、いかにも法律に書きまされましますけれども、法律事項ではないといふようなことから書かなかつたといふことでございます。

○佐々木(良)委員 それは法律技術としては何も、どうしても書かなければならぬといふことではなからうと思ひます。しかし今言われたように、予算の項目に新しくこの工業用水道の設置助成といふものをこしらへ、その目的は大抵第一条にうたつてある広範な目的に沿つたものでしょう。しかも新しく出された工業用水法案については、その第一条の目的の中に——ここに特定の地域を指定して書いてありますけれども、後段はあくまでも、今の工業用水道設置の助成の対象になるような目的がはつきりうたつてあるわけですが、私はどうしても法律でくくりつ

けなければならぬといふふうには感じませんが、どうしてもベースを合わせられないかといふことについて、どうもすつきりしない感じがするのです。それなら逆に、積極的に、今の地盤みないな例をとりまして、そういう地域を今度は特定の地域として指定されることはあります。

○徳永政府委員 この法律ではそういう地域は指定できないことになっております。と申しますのは、第一条を「地下水の水源の保全を図り、もつてその地域における工業の健全な発達に寄与し、あわせて地盤の沈下の防止に資する」といふ書き方でございまして、この法律は、あくまでも地下水の過度くみ揚げで困つておる場所の調整、そうすることによって工業にも役立ち、地盤沈下の防止にも資するといふ目的でございまして、また実体的内容にいたしまして、第三條の指定要件として、第二項に、「前項の政令は、地下水を工業の用に供するため採取したことに、地下水の水位が異常に低下し、塩水若しくは汚水が地下水の水源に混入し、又は地盤が沈下している一定の地域」といふような制約がつけてあるわけでありまして、予算上私ども考へております二つのベースの場合の一つの面をこの法律で見えておるといふことでございます。

○神田委員長 多賀谷委員。○多賀谷委員 佐々木委員の質問に対して政府から答弁がありましたけれども、やはり非常にちぐはぐな考え方になっておると思ひます。たとえば工業用水審議会というものが設置される。これは「工業用水に関する重要事項を調

査審議する。」こういうことになっておつて、この法律に基いてできるわけですが、この権限を見ますと、必ずしも消極的な、要するに禁止規定のある地域だけではなくて、工業用水全般について審議をする。たとえば、率直に言ひますと、これは工業用水の確保の必要があるが、沈下のおそれはないといふような場合に、こういうものについて将来予算をつけたがよい、補助金を出したがいといふ面について、この条文からいふと工業用水審議会が審議をし答申するだらうと思ひます。そして審議会はかなり広範なものをする。というのは、あなたの方で今考へたことになっておる工業用水全般としての政策をこの審議会で作ると思ひますが、そういう点は非常にちぐはぐになっておるのです。工業用水審議会といふのは、この法律の単なる施行だけのものか、それとも全般的な工業用水の政策を取り扱うものであるか、まず御説明願ひたい。

○徳永政府委員 私ども、この法律の十五條以下に出ております工業用水審議会におきましては、この法律の施行に関連する事項、地域指定をどういふふうにと定めて、井戸のくみ揚げ制限の内容として、井戸のくみ揚げ制限を、これは場所によつて、地質の構造なり、地下水の状況、それから既存の工業の状況によつて全部違ひますので、そういうことについての運用の適正を期するといふ意味においての審議会と考へておられます。今多賀谷先生からお話がありましたように、工業用水問題が日本の産業行政上大事な問題であるといふようなことは、私どもこの法律を作つたり、あるい本年度予

算を出したりするようにしました大も
といたしましては、従来から通産省
の中にございます産業合理化審議会
の中で、産業関連施設部会というの
ございまして、そこにおいて政府はこ
ういふことを考えなければ日本の産業は
伸びませんよというようなことを、議
員さん方からいろいろな例もあげ、実
証的に意見も述べていただきました、
それを私も取り上げたようなわけで
ございます。そういう事項は別途に
合理化審議会でもってまかなつてお
りますので、従つて本法の十五条以下に
掲げております工業用水審議会とい
うのは、この法律の施行に関連する事務
というふうな考へております。

○多賀谷委員 法律に規定してありま
す審議会の業務の範囲は明確にわかり
ません。しかし、産業合理化審議会が
用水についていろいろ答申をした、そ
れに基いて法律を出したと言われるの
ですが、今後やはり具体的な地域を、
これはこの法律にいう地域でなくて、
さらに工業用水を必要とする、拡大を
しなければならぬ地域、ことに予算の
補助金を交付するというような地域の
指定は、何だかやはり審議会を設ける
必要があると思う。それは大きな産業
合理化審議会というのではなくて、工
業用水に関する専門的な審議会が必要
である。そういうことから考えます
と、もう少しこの法律を範囲を拡大し
て、最初からあなたの方で考えられて
おるような産業政策的な法律に直され
た方が、むしろ適当ではなかったか、
私はこういうことを考えるわけです。
これは取締り規定であつて、むしろ消
極的な、法律にどうしても載せなけれ
ばならぬ部面だけピック・アップして

書いてある。これではあなたの方の最
初の意図と違ふのではなからうか、か
ように考えるわけです。と申しますの
は、この提案理由なんかを讀んでみま
しても、これは大きな工業用水に対す
る政策が掲げられてある。ところが、
法案は必ずしもそうでなくて、その一
部分のみを取り上げて法案になつてお
る。こういうことで、先ほどから佐々
木委員がする質問をしてありますが、
その点を一つお考えになつたらどう
か。これを再度お尋ねしたい。

○徳永政府委員 この阿先生方のお話
は、せっかくいい法律を作るなら、少
し氣宇が小さ過ぎはしないかという御
激励の御趣旨かとも私も思ふので
ございしますが、実は率直に申し上げま
して、私もそういうことも全然ねら
いにしなかつたわけではございませ
ん。名前は工業用水法案というりっぱ
な名前前にいたしておりますが、できま
すれば、そこまでしたいというこ
も考えないわけではなかつたわけでござ
います。ただそれには、現在の各省間
の仕事の關係にまだすつきりいたし
てないものがある残りつておりまし
て、御承知かと思ひますが、両三年前
の国会で審議終了になりました水道法
案というふうなものもあるわけです。
また水道に關係いたします各省の権
限もまだ理想型にすつきりいたしてな
い。従つて法律であまりきれいに書い
うといひますと、いたずらに摩擦も
多過ぎるとかいうような問題も実は
残つておりまして、私どもの理想を率
直に言わしてもらいますれば、ここに
書いておりますことの前に、むしろ第
一章的なものはもう少し水道法案等
出てきますような事項も書くというよ

うな法律になれば、この法律が名実と
もに堂々たるりっぱな法律になる。理
想は実は私も持たないわけではござ
いませぬけれども、今すぐやります
と、いたずらに摩擦だけ多くて全体が
おくれるということになりますので、
御指摘のごとく、この法律はさしあた
りの必要に応じたような範囲にとど
まつておるようなことになつておる次
第でございします。

○佐々木(良)委員 私も大体それに誘
導質問をしようと思つていたら、ほん
どうの話をされたいので、そんな
りますとあまり追及してみてもどうか
と思ひます。今も多賀谷君からも話
がありましたが、常識的に見ます
と、この法案と予算措置との感じの上
の食い違ひはやはりどうしようもない
と思ひます。普通に讀みますと、予算
關係の工業用水道の設置助成は、むし
ろこの法案の對象となる特定地域の消
極的な面になつて、積極的な、広畑
に出されたようなところに本来はいく
べきが筋で、従つてことしから始まる
からとはいへながら、その關係の積極
面の予算を消極面の特定地域だけに充
ててやろうというの、便法というの
か消極というのかどうもすつきりしな
い感じを与えると私も感ぜざるを得
ないわけでありまして。従ひまして、
先ほど来のお話のように、意図はある
んだけれどもいろいろな關係からとい
うところで、私も必ずしも事情は
わからないわけじゃありませんけれど
も、将来の大方針としては、その辺も
う少しすつきりされたいと思ひます。
特に私がすぐ感じますことは、この法
律にしましても、それから予算措置に

しましても、方針としてはいいことで
す。けれども、これは少し口幅つたい
言ひ方だけれども、現在の実際の行政
能力は、必ずしもこの法案の趣旨なり
あるいは予算の目的なりに沿ひ得ない
面が出るわけでありまして。おそらく
この法律が通りまして、一方におきま
しては工業用水道の設置の助成をとる
ための運動が、今の特定地域でない積
極面を含めてわあわあとおそらく各地
域に起ります。同時にまた必ずしもそ
の金の面の裏づけのない特定地域の指
定をめぐつて各都市ともおれのところ
を特定地域にしてくれ、おれのところ
を特定地域にしてくれという運動がど
んどん出ると思ひます。主務官庁とし
ては商売繁昌されていいかもしれぬけれ
ども、どうせ中身がそれほどでないの
に、この二面からのいろいろな關係の
騒ぎが大きくなつて、にもかかわらず
中身は整わないというのが従来の例で
す。総合開発法にしましても、離島振
興法にしましても、こういう積極的な総合
開発なり産業振興なりという目的を
盛つた法律といふものはまことにいい
ことなんだけれども、事実上の予算の
伴わないけれども、行政能力自身の不
備がかえつて法案の趣旨と反対に、こ
こから先ぐいらのえさだけを与えて、
問題だけを広げるという結果に陥らん
ことを私は最も憂へるものでありまし
て、そのために今の第一の問題として
取り上げて、質問の形でただしてみた
わけです。

それから二番目に、今案は多賀谷君
からすでに触れられましたけれども、
同じ意味になります。この審議会の
ことをやはりちよつと聞いておきたい

と思ひます。第三章十五條以下に工業
用水の審議会を置くということになつ
ておりまして、今の多賀谷君の質問に
よりまして、この審議会の任務はこの
法案の運用に關することだけというこ
とでありますけれども、法律の条文と
しては、工業用水審議会を置いて、通
産大臣の諮問に應じて工業用水に關
する重要事項を調査、審議するといふこ
とになつております。従ひまして、今
立法者自身の意思は、この法案に書い
てある消極的な面だけを想定されてお
るかもしれないけれども、この審議会
が今の積極面までも積極的に取り上げ
て問題を展開し、同時にまた通産大臣
がそういう問題に対して積極的な諮
問をしてやるということとは、ちつとも
違法じゃないわけでありまして。従つて
この審議会自身は、この法案とは別個
に、運用の仕方によつては先ほどの積
極的なものまで動かす得ると思ふので
あります。それらの点につきま
して、省令か何かによつて、それは今の
この法案の範囲内に限定するお考えで
準備をされておるわけでしょうか。

○徳永政府委員 二つお尋ねがござい
ましたが、一つは全般論でございま
すけれども、本年度はこの予算の配分等
について、あまり總花的に算らないよう
にというふうな御注意だつたと思ひわ
けてございしますが、三十二年度につ
きましては、先ほど来申し上げました三
カ地点だけというふうに考へておりま
す。三十二年度は予算もなるべく多く
とり、少しでもよいしたいとは考へ
ておりますが、予算もそう幾らでもと
れるというわけにも参らない点もある
わけでございますが、その場合に、私

ども極力絶たになるようなことはしたくないと考えております。と申しますのは、これのねらいがあくまで経済ベースの水を供給するというところでございまして、あまり絶たになりまして、建設費が非常に高くなりまして、従って安水供給できなくなるようになる宿命を持っております。そういうと差しさわりのあるかもしれません、たとえば道を作りまうとかいう場合に、道路を作る時間が長引いても、道のコストが高くなるということばいせんけれども、本件の場合にはそんなことはいたしません。ならばならぬ仕事でございまして、その面から、おのずから予算の規模に應じてその中でまかなない得る範囲というものが限定されてくるというふうには考えております。その点が、ほかのものと少しニュアンスの違いがある性質のものだと思っております。

それから第二のお尋ねでございますが、十六条に権限として書いております点は、御指摘の通り工業用水に関する重要事項を調査、審議するとか書いてないもので、何でも審議できるじゃないかというお話でございますが、法律の施行だけを考えてみましても、実は各省いろいろと縁の深い仕事でございまして、これは委員を十六人というくらい半端な数字にいたしておりますが、これはいろいろとまだ具体的に何のたれがしというまで委員会をきめておられますわけではございません。大体見積りをしてみまして、この法律の適正な運用を期するという趣旨で考えてみまして、半端な数字でございまして、十六人要るといふことで考

ておるわけでありまして。と申しますのは、このうち半数くらいは、各省それぞれの関係があるものですから、一枚顔を出させるといふ要求がありますので、半数くらいというふうな役人が選ばれて、半数くらいが大学の地質関係の先生方なり、それから産業界のどの業種と限定しない特殊の専門知識のあります方というふうなわけで委員を選ぶつもりでありますが、趣旨はこの法律の適正な運用ということ、それを主に考えますので、その委員方も審議会の審議の状況にあわせていろいろなお意見が出るということば、それを拒否するつもりはございませんけれども、審議会に広く一般に工業用水問題全般についていろいろなことを研究してもらいためのつもりで委員を選定いたしますと、この法律の運用の方がおろそかになりますので、そこは私どもは考えてないつもりであります。結果として関連したいろいろな御意見が出ることを私はどうのこうの申すつもりはありせんけれども、法律を運用します以上、この適正を期するといふことが最大の任務でございまして、その方の面につきましても、委員さんの方の選定につきましても、目的に合うごとく選定したいと考えております。おのずからその辺から結果はきまるのじゃないかというふうな考えのわけでありまして。

○佐々木(良)委員 それは立法者の意思としてはよほど制限して運用するようには考えられておるかもしれせんけれども、法律の条文から見れば決してそうでなくて、工業用水に関する重要事項を調査、審議するのだから、これを省令みたいなことで権限を減少させる

ということもちと無理な措置じゃないうるかと思ひます。同時に今のお話によりますと、この法律の趣旨によって対象とする審議会の問題は消極面だけで、しかも今の特定地域として指定されることを予定されておる三地域の問題にしましても、この事業主体はほとんど自治体でしょう、自治体から出てくるものに対しては、通産省にこんな大きな審議会を持つて、その面だけを調査、審議するというのも何だか少しおかしい感じがしませんか。工業用水の一般というところが悪ければ、むしろ積極面を持つて、たとえば先ほど例に出た広畑なら広畑の工業用水をどこから持つてきてどうするのがよいからという、そういう開発的な意味を持つ審議会なら、従来ある電源開発調査審議会なり、国土総合開発審議会なりが持つておる審議会の目的なり方針なりと似たような感じになってくる。ところが今のような感じになってくる。とこでない消極面、しかも限られた自治体の提供してくるような問題に對して、しかも予算の金額を全部ひっくりめてみたところで、一億何がしというくらいのもので、先ほど例にあげた審議会と似たような形の審議会というのと、これまた先ほどの予算と法案の目的が少し合わないような感じがすると同じような、ちぐはぐな感じを持つたれませんか。立案のときにそういうことは問題になりませんでしたか。

○徳永政府委員 その点は実はこの法律の運用につきましても大へんな仕事だと思つております。と申しますのは、一概にただ尾崎なら尾崎、四日市なら四日市、川崎なら川崎と申しますと簡

単なようでございすけれども、これは同時に地下水の井戸を掘りますのを制限するかしらないかという場所をきめることになりまして、具体的に尾崎なら尾崎の地質構造上の関係からどういふふうに図面を引いたらいいかという問題、必要にして十分なように引かなければならぬわけですね。それは、実は大へんな問題だと思つておるわけでありまして。同時に制限の内容としまして、どの地域においては何メートルの箇所までは禁止地域、何メートルから何メートルまでのところはある程度以上の深さなら掘つてよろしいというふうな制限にするつもりでございす。そういう制限を具体的に定めるといふ問題は、技術上非常にむずかしい問題であると同時に、それは産業界にとつても大事な問題であるという点がございまして、それから制限地域につきましても、産業上認めなければならぬ特殊の用途というものを、工業用水の性質からどう考えていったらいいかというふうなことも、実は審議会の御意見を聞くつもりでございすので、そこいらのこの法律の運用は全然新しい仕事の分野でもございまして、またそれだけにわれわれ慎重を期さなければならぬというふうな考えておるわけですね。配付いたしてあります資料にも、ざっとした目見当としての区画等、実は地質調査上の専門家の御意見も聞きながら一応作つておりますので、これを本仕上げるためには、産業界に及ぼす影響もございまして、地下資源の状況にもよることばございすから、その辺は技術的に相当慎重を要するといふふうな考えております。

従いましてこの法律の審議会というものは、政策論よりもやはり技術上の知識というものに重点を置かなければならない、またそういう審議会の御研究の結果というものをわれわれは尊重して運用しなければならぬという性質の審議会と考えております。そういう意味におきまして、委員の顔ぶれもおのずから技術上の専門家が主になるといふことから、先ほどお話のような一般論に入つていただくにはふさわしくないと言つたら差しさわりのあるかもしれせんが、両方の目的をわらいますと法律の方がうまくいかないといふことになりまして、法律の運用を主にしたもの、それだけで私どもは十分大事な仕事があるといふふうな考えております。

○佐々木(良)委員 仕事のあることはその通りでありますけれども、今のお話によりまして、そういう特定地域における工業用水の計画の立案者並びに施工者は自治体なんでしょう。従つて今のようなものは、大半はその自治体自身になければならぬ仕事じゃないですか。

○徳永政府委員 ちょっと御説明が不十分でございまして、自治体がいりますのは工業用水道の事業主体でございまして、つまり、工業用水道をどこかの川から引つぱつてきて水を供給するといふ水道工事をやるのが自治体でございまして、従来は勝手に井戸を掘つて勝手に仕事をすることにしておつたのですが、そのことからくる弊害というものを防止する措置といふものがこの法律でございまして、この法律運用そのものは自治体としては全然関係がございせん。ある地域を指定しまして、そこで新規に井戸を掘る場合には通産大

臣の許可を得なければいけません。また水が出た既成の井戸についても、くみ揚げ量は地下水でなければならぬものにとどめて、そうでないものは、今まで地下水で掘ってあったかもしれぬが、工業用水は工業用水道でやるわけでありまして、これは一般の通産行政そのものといえますか、そういう仕事でございまして、これは自治体は関係ございせん。むしろ地方局といたしましては、通産局のやりまします仕事、産業行政そのものになりますわけでありまして、従いまして、地域指定をどうのこうのということは自治体でわかりませんことで、むしろ私どもの地質調査所とか、大学の地質関係の専門の先生とか、そういう方々の知識経験によって、初めて裏づけされる内容のことです。

○佐々木(良)委員 そうすると先ほどの工業用水道の設置助成という面の予算のついた方の仕事は、この審議会の仕事じゃないわけですね。むしろそうすると、先ほどの矛盾というか、ベースの合致面もますますはつきりしてくるわけですね。そうすると大体の法案と今の予算措置ということは、無関係と見ていいことにはしませんが。○徳永政府委員 予算とやらは法の法律である。法律の中身には予算のことが書いてない、そういうふうな御理解いただければいいのじゃないかというふうな思われ方があります。法律上の表現として出ておられますことは、最初にお断り申し上げましたように、地域指定をするときには、工業用水道のあるところか、近くできるところでないかと指定してはいけませんよということを書いてあるのにとどまっております。

して、工業用水道の設置助成の方は、予算におおむね譲つてあるということでありまして。○佐々木(良)委員 そういたしますと、先ほど言うように、これはあくまでも消極的な面だけの場合であつて、それじゃ第一条の積極的な意味の目的を達成するにはあまり十分じゃないかという最初の質問に對しまして、工業用水道の設置助成等も、今度予算措置として織り込んである。だからそれと裏と表の関係になつてうまくいくということになつておられますけれども、だんだんと今の話を聞いてみますと、その予算措置並びに予算の配分というものは、この法律とは全然無関係に、通産省の権限としてやられる仕事であつて、そうしてこの法律に定めてある問題は、今の予算措置とは全然別個な特定地域を指定する、その特定地域内における仕事を制限したりあるいは事業の認可をやつたりするということになるわけですね。

○徳永政府委員 大筋はお話の通りでございます。ただ本年度といたしましては、初めてのことでございまして、必要性の一番高い、地盤沈下の顕著するような場所を選びましたものですから、予算のいく地帯をこの法律が指定するということになつております。○佐々木(良)委員 あまり時間をとつても何だと思ひますから、次に一、二点だけ具体的な問題を質問いたしておきたいと思ひます。だんだんと今のお話によりまして、消極的な面だけが浮び上つてきた感じはよくわかりました。ただこういう審議会なりの運用というものはなかなかむずかしいものだと思います。少し突き詰めていきます

と、今の国土総合開発のための審議会あるいは電源開発のための審議会というようなものと関連して、ことがたくさんあると思ひますけれども、そういう場合の行司役はだれが勤めることになりましか。たとへて言いますと、特定地域の工業用水の減少する原因、たとえば上流の川の流域変更なりあるいは分水なりというものが直接間接の影響を持つて、そうしてその特定地域の減水なりその他に影響し得るということとは、間々あり得ると思ひます。それでその上の方の分水なりあるいはダムを作るなりという方は、国土総合開発審議会なりあるいは電源開発審議会なりが審議することになつておる。それが直接に下流において地下水の減少というふうな影響をしてくる場合には、これは同時にまたこの審議会が問題にしなければならぬことになつてくると思ひますけれども、そういう地点における計画を立てるための相談を審議会は、どういうふうに関連させて運用されるつもりですか。

○徳永政府委員 河流の変更とか、あるいはダムを作り方、工事のいかんによりまして、その下の地帯におきましては、地下水にも影響を及ぼすということはお話のように起り得るし考え得ることでもございまして。また私も従来の仕事におきまして、具体的にそういう事例が起りまして、その調整に當つたこともあるわけでございますが、これはその工業に及ぼします影響の問題といたしまして、産業の問題を預かつておられます私どもが、そういうものに氣をつけて調整していかねければならぬ問題と考へまするが、法律そのものの運用の問題ではないという

ふうに考へるわけでありまして。○佐々木(良)委員 たとえば新しく愛知地区なら愛知地区に特定地域の指定がされて、その上流の天竜のダムを締めて、そして工業用水なり農業用水として分水をして、従つて今度は今この法律によつて指定されている特定地域の減水なり何なりに影響する場合が考えられるわけですね。その場合の特定地域の相談はこの審議会がやるのか、電源開発の審議会がやるのか、あるいはどういふ関連の相談がされるのかという質問です。

○徳永政府委員 今例として上げられましたようなケースについて考えますれば、電源開発審議会等に対しまして、通産省が問題を持ち込んで適当に調整してもらつてという扱いにすべき性質のことと考へるわけでありまして。ただこれは先ほど来お話が出ておりますが、この配付資料の一番しつぽの方に三、四のケースが書いてございまして、このわれわれがさしあたりねらいとしておりますような地帯につきまして、お話のようなケースは具体的にあまり予想できないのではないかと、いふふうに考へております。なおこのほか大阪の西の地区とか横浜地区とかというふうな問題も同じような地帯とは思ひますけれども、上流における電源開発のやり方に関連して、この地帯の地下水の水が影響を受けるというケースは具体的なにはあまりないのではなからうかというふうにも想像いたされるわけでありまして。

○佐々木(良)委員 それならさかさまに、火力の発電所あるいは今後設置されるべき原子力発電所を想定された場合、その原子力発電所なり火力発電所

なりを、この地帯にどれくらい大きなさという相談は、やはり電源開発審議会の審議の対象になるかと思ひますが、その場合の水との関係はどうなりますか。

○徳永政府委員 たとえば四日市に火力発電所を設置するといつたしまして、そのための火力発電所の運営に必要といたします水を手に入れなければならぬというふうな場合に、井戸を掘りまして水をとるということになりますと、四日市の指定地域内でありまして、通産大臣の許可がなければいけな

いという問題になつて参らうかと思ひます。審議会は地域指定をいたし、地域内における制限の事項といたしまして、制限の仕方、地盤の状況、地下水の状況、何メートル以上は絶対に掘らしてはいけないけれども、何メートル以下なら掘らしてもよろしいという条件を具体的にきめてもらふ、ある事業者に許可するか許可しないかという仕事は通産大臣の仕事だといふふうな考へております。

○佐々木(良)委員 今非常に制り切つて審議会の仕事を考へておられるらしくて、あなたがやられるのならそれでいいかもしれませんが、おそれなく大阪なら大阪の特定地域、あるいは東京なら東京の川崎付近の特定地域に今後火力の発電所なり原子力の発電所を作るときに、あの審議会は経企長官の所管でしよう。それからその地区内の水の使い方がいゝとか悪いとか、これを制限しなければならぬということはこの審議会の中心にある通産大臣の所管事項にと思ひます。おそれなく今のお話によると発電所を作る作らぬ

についてはこの審議会は関係なく、

しまして書いてあります。

○佐々木(良委員) 後段の不当な義務を課することができないというのとはどういう意味ですか。

○徳永政府委員 これは通常制限をつけます場合の例文でございますが、今

の時間制限等を考えてみました場合に、たとえば深夜に仕事をしろということが事業の性質から見ておかしいよなところ、深夜しかくんではいけないうよという制限は過当になり過ぎるというよなことがあり得るわけでございますので、そこは常識的にやらなければいけませんよというのが法律上の例文としての制限規定になっております。条件はつけ得るが、逆に勝手にどんな条件でもつけてよろしいというわけではございませんよという趣旨でございます。

○佐々木(良委員) どうも頭が悪いの
か知らぬけれども、よくわからぬので
す。地下水でなくとも間に合うような
ものなら地下水を使うなというより、
その場合には地下水を使わしてくれと
いうのを不許可にすればいいでしょ
う。それから八条に書いてある、条件
をつけることができるというのは地下
水はやむを得ぬけれども、たとえば一
定量の水以上に使つてはいかぬとか、
あるいは時間的な制限を加えるとか、
そういう意味の条件ではないのです
か。同時にその場合に、一番最後に書
いてあるように「その使用者に不当な
義務を課することとなるものであつて

も、一つの具体的な例で言って下さいませんか。

○徳永政府委員　私の説明がどうも不十分であるのでありますが、こういうことをお考えいただきたいのです。抽象的に申し上げるとちよつとわかりにくいかと思いますが、現実問題といまして、地下水は二、三円でくみ上げておりますが、工業用水道は経済的に見ますと三円五十銭くらいから四円くらいになる、その間にやはり若干の差があるわけでございます。そういう事情もからみまして、地下水のくみ揚げの許可をもらったならばその方が少しでも安いから、また地下水の方が水質なり水温の關係からすぐれた点があるわけであります、その面からわれわれ産業政策的には有効利用をしたいわけです。有効利用をしたいわけですが、許可をもらった使用者にしてみれば、それほど勘定だけから、地下水の許可を自分のところではもらったなら、その方が工業用水よりもちよつとも安いから、それで間に合うことにも使いたいという意欲が働くわけです。それを私どもは産業政策上必要の用途だけに使ってもらおうというふうにはしたい。値段がちよつと……。

○佐々木(良)委員　それが「条件を附
することが出来る。」の条件ですね。

○徳永政府委員　はい、そうでございます。そういう面が条件を付する場合にあるわけです。ただ用途を制限するという趣旨が経済的な問題とからむわけですから、その辺が勝手な、ほかの水でもいいのに使つては困りますよ、という意味の条件をつけることがあるわけであります。それからその条件のもう一つの例といたしまして先ほどあ

げましたのは、その近所の井戸との競合関係によりまして操業時間を若干ず

てはいけませんよという意味でございます。

らしてもらうという場合には、ほかの既成の井戸等にさわりなしにくみ揚げが認められるという場合があるわけであります。これは地下水の状況によりまして、電圧と用じような工合に同じ時間に殺到すれば全部の井戸の水が一定量出ないというような現象を起しすけれども、それを若干ずつずらして調整しますれば、みんな所定の容量のものが手に入るといふ、地質の状況からそういうケースがあるわけでありす。それはすでに認められている、本法施行前から掘つてある井戸といふものを制限するわけには参りませんが、新規に許可します際に、新規の人はあとから来た人でありますが、そのあとから来た人に前の井戸との関連から見まして、この時間をちよつと避けてやつて下さいといふような条件をつける必要があるわけでありす。しかしその条件もべらぼうな条件になって、事業ができなくなるような条件では困るというのが二項に書いてあるわけでありす。その条件を、私今申し上げ

ましたように時間を少しずらして下さいということをお願いしたわけでありまして、十時から十二時の間をちょっとずらして下さいということを言う程度ならば困らないかと思いますが、あなたは揃っていいけれども、毎晩十時から朝の六時までの間しか使わないように、それ以外のときは使ってはいけませんよというような条件をつけますれば、その工場は連日深夜営業しかできないというようなことになって、それはあまりむちゃやありませんか、そういうむちゃなことをし

だということが言えるかと思うわけでありますけれども、まあまあこの辺な

○山口(丈)委員　ちよつと私は関連してお尋ねしますが、今のお答弁によりますと、自分の井戸でまかなっている水のコストを水道用水のコスト、ここに私は非常に重要な問題があると思えます。一方からいいますと尼崎、私の方では、大阪の港区等におきましては毎年大きな地盤沈下を来たしておりまして、これは何としても防止しなければならぬ。しかしその防止をする施策としてはどうしても工業用水を水道によつてまかなうようにしなければならぬ。ところがその問題の解決といたしましては、何としても地下用水と水道用水ではそのコストが一番の重要な問題でありまして、これを解決しないと生産品におけるコストが非常に高くて探算がとれなくなる、こういう点で非常に問題があるわけでありますけれども、これについてこの法案を施行された後に、もし水道をしかれるとすれば、この水のコストの問題をどう解決されるつもりでありますか、一つお尋ねをいたしたい。

○徳永永府委員　これは先ほど佐々木先生の御質問にお答え申し上げましたように、予算を組みます際に、私どもその水が事業家から見ましていわゆる採算ベースに入る程度のもので供給できるようなことを考えなければならぬということでありまして、それをおおむね四円前後のものというように考えておるわけでありまして、四円前後のものといえますと、これは各地の事業家なりあるいは商工会議所等にいろいろ相談もいたしたわけでございますが、これはただ安ければ安いほどけっこう

と、今度は自家井戸を使えなくなつてしまします。そうなつてきますと自家井戸に切りかえることも困難でありますし、ますますこれは生産コストを高める結果になると思うのであります。これについての保証は一体どうお考えになりますか、一つ伺いたいと思ひます。

○徳永政府委員 従来は一般の起債でやつておりましたので金利も一般の公募債の金利に――最近はやつと下りましたが、従来で申しますれば事業者の利子が九分ぐらゐの条件でなければ起債が公募できないというようなことであつたわけです。私も四分の一の国庫補助と合せまして預金部の六分五厘の金で市の水道工事ができるように大蔵省と今折衝中でございます。同時に産業家にも協力を求めましてこれは内々各地域の事業家にも相談をしておりましてある意味の受益者負担という意味で低利の地方債を引き受けてもらうようにお世話を申し上げるつもりであります。それによりまして水道料金が需要者として使えないような高いものにならないように善処するつもりであります。一応概算的にそれぞれの地域につきましての工事費、それからそういう条件によりまして水道料金がどの程度になり得るかという一応の目安は、尼崎市でいいますれば、市当局とも実は内々の相談をいたしておる次第であります。

○山口(丈)委員 私はこの問題は非常に重要でありますので御質問申し上げますのでございますが、本会議の都合がありますので、本日はこれで質問を留保しておきます。

○小平(久)委員長代理 本日はこの程

度にとどめます。次会は明二十八日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十四分散会

昭和三十一年三月三十一日印刷

昭和三十一年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局